水 質 検 査 成 績 書

検体	検査種別	基準項目(8項目)				
	検水種別	原水				
	採水場所	最上川表流水				
	採 水 者	検査機関 (㈱丹野 山形県山形市松見町12番3号 TEL023-641-1191)				
	採水日時	令和7年7月1日 11時10分		気温 26.5℃	水温 24.2℃	
	天 候 等	当日天候 曇/雨	前日天候 曇	採水時残留塩素 ＊＊＊ mg/L		

検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	1700	1mL中100以下	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下
大腸菌	検出する	検出されない事	トリクロロ酢酸	—	0.03 mg/L以下
カドミウム及びその化合物	—	0.003 mg/L以下	ブロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
水銀及びその化合物	—	0.0005 mg/L以下	ブロモホルム	—	0.09 mg/L以下
セレン及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
鉛及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
ヒ素及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	0.2 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.02 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	0.04 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	—	0.01 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及びその化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	10.5	200 mg/L以下
ホウ素及びその化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	—	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	—	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	2.0	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.1(25℃)	5.8 ～ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	—	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭気	藻臭	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.03 mg/L以下	色度	9.7	5度 以下
ジブロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	3.1	2度 以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—

判定	◎ 判定しない
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。

水質検査成績書

検体	検査種別	基準項目(11項目)				
	検水種別	浄水				
	採水場所	上水道　中山町役場内蛇口				
	採 水 者	検査機関　(株)丹野　山形県山形市松見町12番3号　TEL023-641-1191)				
	採水日時	令和7年7月1日　10時20分		気温	26.8℃	水温 22.8℃
	天 候 等	当日天候　曇	前日天候　曇	採水時残留塩素	0.62	mg/L

検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下
大腸菌	検出しない	検出されない事	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	—	0.003 mg/L以下	ブロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
水銀及びその化合物	—	0.0005 mg/L以下	ブロモホルム	—	0.09 mg/L以下
セレン及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
鉛及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
ヒ素及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	0.2 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.02 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	0.04 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	—	0.01 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及びその化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	10.8	200 mg/L以下
ホウ素及びその化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム,マグネシウム等(硬度)	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	0.000002	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物(TOCの量)	0.7	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.0(25℃)	5.8 ～ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.03 mg/L以下	色度	0.5未満	5度　以下
ジブロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度　以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—

判定	◎　検査した項目は水道法の水質基準に適合します。
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。

水 質 検 査 成 績 書

検体		
検査種別	基準項目（11項目）	
検水種別	浄水	
採水場所	上水道　村木沢コミュニティセンター蛇口	
採 水 者	検査機関　(株)丹野　山形県山形市松見町12番3号　TEL023-641-1191）	
採水日時	令和7年7月1日　9時45分	気温 25.8℃　水温 22.0℃
天 候 等	当日天候　曇　前日天候　曇	採水時残留塩素　0.58　mg/L

検査項目	検査成績	水質基準	検査項目	検査成績	水質基準
一般細菌	0	1mL中100以下	総トリハロメタン	—	0.1 mg/L以下
大腸菌	検出しない	検出されない事	トリクロロ酢酸	—	0.03mg/L以下
カドミウム及びその化合物	—	0.003 mg/L以下	ブロモジクロロメタン	—	0.03 mg/L以下
水銀及びその化合物	—	0.0005 mg/L以下	ブロモホルム	—	0.09 mg/L以下
セレン及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	ホルムアルデヒド	—	0.08 mg/L以下
鉛及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	亜鉛及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
ヒ素及びその化合物	—	0.01 mg/L以下	アルミニウム及びその化合物	—	0.2 mg/L以下
六価クロム化合物	—	0.02 mg/L以下	鉄及びその化合物	—	0.3 mg/L以下
亜硝酸態窒素	—	0.04 mg/L以下	銅及びその化合物	—	1.0 mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	—	0.01 mg/L以下	ナトリウム及びその化合物	—	200 mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	—	10 mg/L以下	マンガン及びその化合物	—	0.05 mg/L以下
フッ素及びその化合物	—	0.8 mg/L以下	塩化物イオン	8.9	200 mg/L以下
ホウ素及びその化合物	—	1.0 mg/L以下	カルシウム,マグネシウム等（硬度）	—	300 mg/L以下
四塩化炭素	—	0.002 mg/L以下	蒸発残留物	—	500 mg/L以下
1,4-ジオキサン	—	0.05 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	—	0.2 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.04 mg/L以下	ジェオスミン	0.000001	0.00001 mg/L以下
ジクロロメタン	—	0.02 mg/L以下	2-メチルイソボルネオール	0.000001未満	0.00001 mg/L以下
テトラクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	非イオン界面活性剤	—	0.02 mg/L以下
トリクロロエチレン	—	0.01 mg/L以下	フェノール類	—	0.005 mg/L以下
ベンゼン	—	0.01 mg/L以下	有機物（TOCの量）	0.5	3 mg/L以下
塩素酸	—	0.6 mg/L以下	pH値	7.0（25℃）	5.8 ～ 8.6
クロロ酢酸	—	0.02 mg/L以下	味	異常なし	異常でないこと
クロロホルム	—	0.06 mg/L以下	臭気	異常なし	異常でないこと
ジクロロ酢酸	—	0.03 mg/L以下	色度	0.5未満	5度　以下
ジブロモクロロメタン	—	0.1 mg/L以下	濁度	0.1未満	2度　以下
臭素酸	—	0.01 mg/L以下	—	—	—

判定	◎　検査した項目は水道法の水質基準に適合します。
備考	基準値は平成15年厚生労働省令第101号、検査方法は平成15年厚生労働省告示第261号による。 検査成績欄の濃度単位は基準値の単位と同じ。